

第204回（令和3年11月28日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。会社の予定発行株式総数が記載されていますが、実際に設立時の発行株式数にしたがって払い込まれるため、その払込金を全額資本金として扱います。
2. 市場から株式を購入した場合の仕訳を問うています。市場から株式を購入する場合、証券会社を通さなければならず、その取引手数料がかかります。この手数料は付随費用として有価証券の取得原価に算入されることになります。
3. 固定資産税を支払った場合の仕訳を問うています。税金のなかでも「固定資産税」「収入印紙代」「自動車税」などの支払いは租税公課として費用処理することが求められています。
4. 当期に生じた売掛金が回収不能、すなわち貸倒れとなった場合の仕訳を問うています。当期の売掛金が回収不能になった場合の金額は、貸倒損失として処理します。前期の売掛金の貸倒れの処理と違いますので注意しましょう。
5. いわゆる「売上原価対立法」で商品を販売した場合の税抜方式での仕訳を問うています。売上原価対立法は、その名のとおり売上とそれに対応する売上原価を対立（両建て）させて、間接的に商品販売益を把握する方法です。売上原価を計上するタイミングとして「月次」か「その都度」かが考えられますが、本問では「販売のつど」と指示されているので、売上計上と同時に売上原価を計上することになります。また、売上と売上原価の金額は税抜価額で計上することになります。
6. 定期預金が満期となり利息とともに普通預金に振り替えた場合の仕訳を問うています。定期預金とは別に満期利息分も普通預金に振り替えられますが、満期利息分は収益の発生として認識することに留意しなければなりません。
7. 貸付けを行い、借用証書の代わりに約束手形を受け取った場合の仕訳を問うています。本来、貸付けを行ったならば、貸付金（資産勘定）で処理すればよいのですが、本問は貸

付金

勘定が指定科目になく、さらに約束手形を借用証書の代用として受け取っているため、手形貸付金で処理します。

第2問

本問は、①期首・期末商品、仕入高、売上原価、純売上高、そして売上総利益との関係、②資産と負債、純資産、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産の変動はなかったため、次のvの関係が成立します。

「売上原価＝期首商品棚卸高＋純仕入高－期末商品棚卸高」…… i

「売上総利益＝純売上高－売上原価」…… ii

「期首(末)資産＝期首(末)負債＋期首(末)純資産」…… iii

「当期純利益＝総収益－総費用」…… iv

「期末純資産－期首純資産＝当期純利益」…… v

第3問

伝票制を採用した場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。

第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。定額資金前渡制（インプレスト・システム）にもとづいていますので、使用した小口現金の金額だけが週末に補給されることに留意して下さい。最後に繰越記入を行うことを忘れないようにしましょう。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行わ

れる決算整理等は、精算表上は整理記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 三分法により処理されている場合の決算整理では、売上勘定で売上収益が示され、これに対応する売上原価が仕入勘定で示されます。次期に繰り越される期末商品価額は、繰越商品勘定で示されます。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に1.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。本間は差額補充法によるため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の6年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されているので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接減少させるように処理します。
4. 現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。決算手続中に通信費の記帳漏れが明らかとなったため、通信費として処理します。
5. 精算表の保険料の金額は、当期に支払った金額が計上されています。つまり、当期だけではなく次期に計上されるべき保険料の前払分も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、保険料の金額に含まれている次期の保険料分すなわち前払分は控除されなければなりません。
6. 期中において、給料は支払った金額で記録されているので、精算表の給料の金額には、当期に計上されるべき給料の金額の一部が未払いのため含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、給料の金額に当期に計上されるべき給料の未払分を追加する必要があります。